

TSURUGI SHINKIN BANK 2019.9

鶴来信用金庫の現況

令和元年9月30日

損益の状況

(単位：百万円)

| | 平成 30 年 9 月末 | 令和 元年 9 月末 |
|-------------|--------------|------------|
| 業 務 純 益 | 5 4 | 8 8 |
| コ ア 業 務 純 益 | 4 8 | 4 3 |
| 経 常 利 益 | 3 8 | 4 1 |
| 当 期 純 利 益 | 3 5 | 3 6 |

業 務 純 益 と は：金融機関の基本的な業務に関する成果を示すものであり、一般企業の営業利益にあたるものです。

コ ア 業 務 純 益 と は：業務純益から国債等債券関係損益や一般貸倒引当金繰入額を除いたもので、金融機関の本来の業務から得られる利益をより正確に表したものです。

経 常 利 益 と は：業務純益から株式等売買損益や貸出金償却などの収益・費用（臨時損益）を加減したものです。

当 期 純 利 益 と は：経常利益から通常の業務以外から生じた収益・費用（特別損益）を加減し、法人税などの税金を差し引いたものです。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円)

| | 平成 31 年 3 月末 | 令和 元年 9 月末 |
|-----------------------------------|--------------|------------|
| コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ) | 4, 2 2 9 | 4, 2 8 7 |
| コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ) | 2 0 | 6 5 |
| 自 己 資 本 の 額 (イ) - (ロ) = (ハ) | 4, 2 0 8 | 4, 2 2 1 |
| リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 額 の 合 計 額 (ニ) | 5 0, 0 7 6 | 5 1, 5 3 0 |
| 自 己 資 本 比 率 (ハ / ニ) | 8. 4 0 % | 8. 1 9 % |
| 総 所 要 自 己 資 本 額 (ニ) × 4 % | 2, 0 0 3 | 2, 0 6 1 |
| うち信用リスク・アセット | 1, 9 0 4 | 1, 9 6 2 |
| うちオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 9 8 | 9 8 |

自己資本比率は、国内基準4%を上回っており、経営の健全性を維持しております。

- (注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づいて、主要な項目について記載しております。
2. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%
3. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- 《オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算出方法》
(粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%) ÷ 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

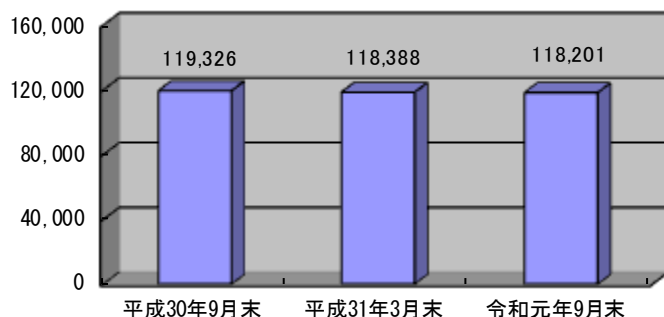
預金積金・貸出金の状況

(単位：百万円)

| | 平成30年9月末 | 平成31年3月末 | 令和元年9月末 |
|---------|----------|----------|---------|
| 預金積金 | 119,326 | 118,388 | 118,201 |
| うち個人預金 | 93,285 | 92,263 | 91,597 |
| 貸出金 | 60,027 | 60,364 | 60,447 |
| うち住宅ローン | 10,584 | 10,549 | 10,599 |

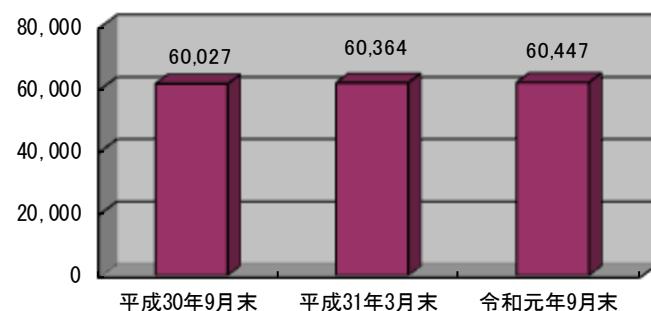
預金積金残高

(単位：百万円)



貸出金残高

(単位：百万円)



貸出金の内訳

(単位：百万円)

| | 平成30年9月末 | 平成31年3月末 | 令和元年9月末 |
|-----------------|----------|----------|---------|
| 製造業 | 3,237 | 3,061 | 3,020 |
| 農業、林業 | 190 | 171 | 225 |
| 漁業 | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 335 | 417 | 380 |
| 建設業 | 6,072 | 5,699 | 5,818 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 317 | 306 | 299 |
| 情報通信業 | 9 | 38 | 8 |
| 運輸業、郵便業 | 1,658 | 1,667 | 1,638 |
| 卸売業、小売業 | 2,386 | 2,447 | 2,401 |
| 金融業、保険業 | 650 | 649 | 1,149 |
| 不動産業 | 12,059 | 12,459 | 12,067 |
| 物品賃貸業 | 361 | 316 | 338 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 34 | 31 | 28 |
| 宿泊業 | 1,203 | 1,087 | 1,182 |
| 飲食業 | 658 | 655 | 731 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,016 | 1,070 | 1,058 |
| 教育、学習支援業 | 216 | 202 | 189 |
| 医療、福祉 | 1,712 | 2,199 | 2,163 |
| その他のサービス | 2,534 | 2,573 | 2,673 |
| 小計 | 34,655 | 35,054 | 35,374 |
| 国・地方公共団体 | 10,742 | 10,759 | 10,456 |
| 個人(住宅、消費、納税資金等) | 14,629 | 14,550 | 14,616 |
| 合計 | 60,027 | 60,364 | 60,447 |

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券の時価情報

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 平成 31 年 3 月末 | | | 令和 元 年 9 月末 | | |
|--------------------|-------|--------------|-------|-------|-------------|-------|-----|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 地方債 | 498 | 514 | 15 | 498 | 518 | 19 |
| | 社債 | 1,293 | 1,369 | 75 | 1,293 | 1,388 | 94 |
| | その他 | 500 | 505 | 4 | 701 | 715 | 14 |
| | 小 計 | 2,293 | 2,389 | 96 | 2,493 | 2,622 | 128 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 100 | 99 | △0 | — | — | — |
| | その他 | 500 | 495 | △5 | 300 | 297 | △2 |
| | 小 計 | 600 | 595 | △5 | 300 | 297 | △2 |
| 合 計 | 2,893 | 2,985 | 91 | 2,793 | 2,919 | 125 | |

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 令和元年9月末の「差額」は、令和元年9月末時点の貸借対照表計上額（償却原価法適用後）と時価との差額を計上しております。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(2) その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種 類 | 平成 31 年 3 月末 | | | 令和 元 年 9 月末 | | |
|----------------------|--------|--------------|--------|--------|-------------|--------|-----|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 21 | 17 | 3 | 19 | 17 | 1 |
| | 債券 | 13,585 | 13,434 | 151 | 11,553 | 11,412 | 141 |
| | その他 | 711 | 700 | 11 | 2,132 | 2,095 | 37 |
| | 小 計 | 14,318 | 14,152 | 165 | 13,705 | 13,525 | 180 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 21 | 22 | △0 | 17 | 22 | △4 |
| | 債券 | 298 | 299 | △1 | 593 | 600 | △6 |
| | その他 | 1,334 | 1,360 | △25 | 668 | 700 | △31 |
| | 小 計 | 1,654 | 1,682 | △27 | 1,280 | 1,322 | △42 |
| 合 計 | 15,973 | 15,834 | 138 | 14,985 | 14,847 | 138 | |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 令和元年9月末の「差額」は、令和元年9月末時点の貸借対照表計上額と取得原価（償却原価法適用後）との差額を計上しております。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

| | 平成 31 年 3 月末 | 令和 元 年 9 月末 |
|---------------|--------------|-------------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 非上場株式 | 26 | 26 |
| 投資事業有限責任組合出資金 | 2 | 1 |
| 合 計 | 28 | 27 |

金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)

(単位：百万円)

| | 平成31年3月末 | 令和元年9月末 |
|-------------------|----------|---------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 431 | 609 |
| 危険債権 | 929 | 776 |
| 要管理債権 | 830 | 819 |
| 不良債権合計 (A) | 2,191 | 2,206 |
| 正常債権 (B) | 58,321 | 58,453 |
| 総与信額 (A)+(B)=(C) | 60,512 | 60,659 |
| 不良債権比率 (A/C) | 3.62% | 3.63% |

(注) 上記の令和元年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の категорияにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続していません。

1. 令和元年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の金額は、平成31年3月末時点における債務者区分(※)を前提とし、平成31年4月以降令和元年9月末までの間に倒産、不渡り等の客観的な事実等があった債務者について、債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。

※債務者区分との関係

- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破綻先、実質破綻先)、②危険債権(破綻懸念先)、③要管理債権(要注意先のうち、元本もしくは利息の支払が3ヵ月以上延滞しているか、または貸出条件を緩和している債権)、④正常債権(①～③以外の債権)。
2. 令和元年9月末の「要管理債権」の金額は、平成31年3月末時点における債務者区分を前提とし、平成31年4月以降令和元年9月末までの間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち、新たに①3ヵ月以上延滞となった債権、②貸出条件を緩和したことを確認している債権、またこれら既債権の解消及び回収金額を加減算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に変更となった金額を減算しております。

合併のお知らせ



このたび、鶴来信用金庫と北陸信用金庫の両信用金庫は令和2年9月を目途に、新しい信用金庫として、対等の立場で合併することで合意いたしました。

本合併を機に、より皆さまに信頼されご期待にそえる信用金庫として、また真に地域に必要とされる信用金庫となりますよう、なお一層の努力をしてみたいです。

今後は順次合併に向けた手続きを進めてまいりますとともに、お客さまをはじめとして各方面からのご協力を得て、一日も早く今回の合併の効果が発揮されますよう、役職員一丸となって努力する所存でございますので、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

鶴来信用金庫
理事長 玉井 重治

(注) 本資料に掲載している計数は、単位未満を切り捨てて表示しております。

なお、計数中の“0”は計数が単位未満であることを、“-”は該当する計数がないことを表しております。また、平成30年9月末及び令和元年9月末計数については、会計監査人の監査は受けておりません。